

## 平成29年度 第3回行財政改革推進本部会議要旨

日時：平成30年3月19日（月）

午前10時20分～

会場：庁議室

### 【審議事項】

#### 1 行財政運営プランの後期期間に向けた取組内容の最終案について

本市では、平成27年2月に「石巻市行財政運営プラン」を策定している。本プランの計画期間が平成27年度から平成32年度までの6年間となっており、来年度から後期期間となる。複雑・多岐にわたる行財政の課題への対応を実施するためには、復旧・復興期間であるこの時期からの基盤づくりが必要となることから、後期期間の取組内容の見直しを行い、その結果について事務局より報告を行った。

##### (1) 主な内容

後期期間中も継続して取組項目が94項目、前期期間中に方針の決定や計画の策定、事業の実施により一定の成果が見られ完了とする取組項目が11項目、新規項目として取組む項目が4項目となった。

基本目標	取組項目数	取組項目数		
		継続項目数	完了項目数	新規項目数
人材・組織	10	10	0	0
歳入	25	23	1	1
歳出	25	22	2	1
公共施設	38	33	8	2
市民と協働	11	11	0	0
合計	109	94	11	4

##### (2) 今後の予定

- ・平成30年度：前期期間の成果について照会

行財政改革推進本部にて前期期間の成果について報告  
議会へ報告（主要な施策の成果）

#### 2 石巻市債権管理基本方針の策定について

本市の債権管理については、地方自治法による法的枠組みはあるものの市として統一した方法が確立されておらず、その管理は各債権を所管する部署により差があり、他業務を兼任しながら債権管理を行っている場合、ノウハウの整理・蓄積がされにくい状況になっている。また、平成28年第3回定例会の平成27年度決算において監査委員より債権の適正な管理の実施についての意見があったことから、全庁的に債権の適正な管理を行い、行政サービスを受ける市民負担の公平性や自主財源の確保を図るため、「石巻市債権管理基本方針」を策定するもの。

(1) 主な内容

[石巻市債権管理基本方針の概要]

- ① 適正な債権管理
  - ・法令等に基づく管理
  - ・債権の発生時の取組
  - ・債権管理台帳の整備
- ② 滞納債権の整理
  - ・滞納者への早期対応
  - ・生活状況や納付資力の把握
  - ・法的措置の実施
  - ・徴収の猶予
  - ・回収見込みがない債権の整理
- ③ 債権管理体制の確立
  - ・人材の育成
  - ・効率的・効果的な組織運営
  - ・ノウハウの共有
  - ・債権管理に係る条例等の制定推進
  - ・マニュアルの整備
  - ・進行管理

※債権の発生から消滅までのフロー図

(2) 今後の予定

- ・平成30年度以降：石巻市債権管理基本方針に基づく適正管理の実施  
債権適正管理研修の実施及び進行管理  
(仮)石巻市債権管理条例の制定の検討

**[報告事項]**

**1 派遣職員プロジェクトチームからの業務改善提案の取組みについて**

派遣職員有志によるプロジェクトチームからの業務の効率化に向けた提案について、担当課に実施の有無を照会した結果等を報告するもの。

(1) 主な内容

提案	提案内容	検討結果	検討内容
スピーディな意思決定	決裁までに時間を要していると感じたため、決裁ルートの見直しおよび発議様式の見直しにより事務の効率化が図れる。	一部実施	課員の情報共有も事務を進める上で大切なことであるため、提案内容を踏まえ効率的な決裁事務の流れについて文書主任研修等で周知し、運用していく中で様式の見直しを実施していく。

人財 (材) 育成 制度 につ いて	新規職員に対する OJT として、組織的・計画的に育成・指導をするメンター制度を導入する。	別手法にて実施	本市の人材育成基本計画においては、「OJT 研修の推進」を掲げており、まずは、各課において「職場で人を育てる意識」をしっかりと確立していくことを推進していく。
	採用 2、3 年目の若手職員を対象とした業務改善提案研修を実施することにより業務改善意識の向上を図る。	一部実施	業務改善提案研修に特化した研修ではなく、人材育成の階層別研修の中の一つとして取り上げていく。
	自主活動グループの立ち上げを支援し公認制度化することで意欲のある職員のモチベーションを高め、組織で進める体制を作る。	別手法にて実施	人材育成基本計画（後期）の取組事項に「自主的なグループ研究活動への支援」を掲げており、提案の具体的な手法を参考としながら支援体制を構築していく。
情報共有の改善	折衝記録や事務引継書等のマニュアル化および無料 Web サービスであるりぎぶろうの活用によるスケジュール管理の徹底	一部実施	H 2 9 に職員の厳正な事務の遂行について通達しており、その中で職員不在時の対応、引継書やマニュアル等の作成について記載している。今後も周知徹底していく。無料 Web サービスであるりぎぶろうは推奨しておらずサイボウズの活用で対応可能である。